

図 藤ノ木川河川環境情報図(1)

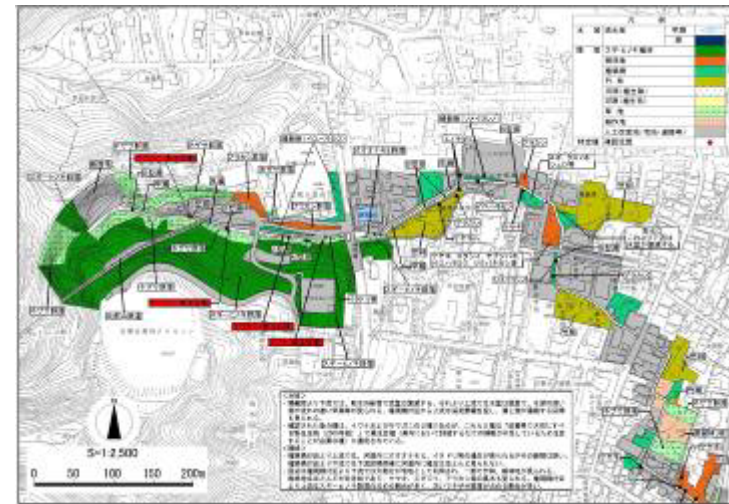


図 藤ノ木川河川環境情報図(3)

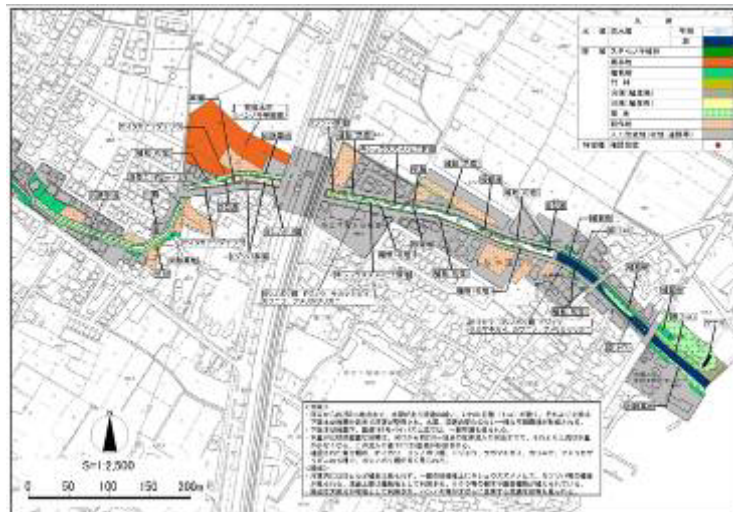
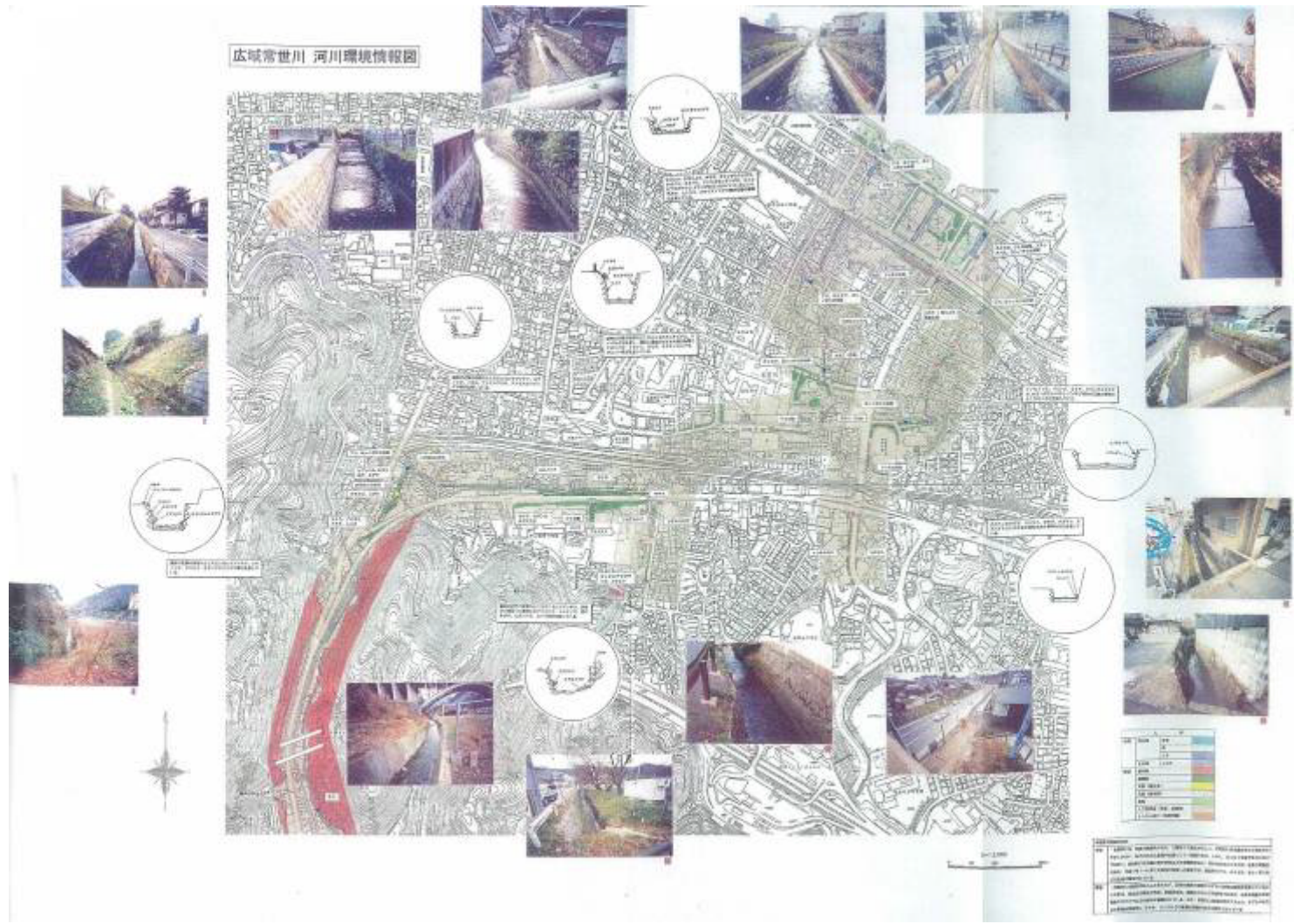


図 藤ノ木川河川環境情報図(2)



河川整備計画（本文）

(2) 水質

圏域内の河川のうち、県指定に該当する「生活環境の保全に関する環境基準」による類型指定を行っている河川は、琵琶湖を始め和邇川、天神川、大宮川、柳川、吾妻川、相模川があります。また、市指定に該当する「河川の水質汚濁に係わる環境上の基準」による類型指定を行っている河川は、真野川、雄琴川、大正寺川、際川、兵田川、盛越川、三田川、多羅川、千丈川があります。

琵琶湖は湖沼の AA 類型 (COD1mg/l 以下など) および 類型 (T-N0.2mg/l 以下、T-PO.01mg/l 以下) に指定されていますが、ほとんどの項目で基準値を満足していません。

真野川は A 類型に指定されており、BOD (75% 値) の基準値 (BOD2mg/l 以下) を満足しています。

大宮川は A 類型に指定されており、BOD (75% 値) の基準値 (BOD2mg/l 以下) を満足しています。

吾妻川は AA 類型に指定されていますが、基準値 (BOD1mg/l 以下) 程度で概ね横ばい傾向となっています。

相模川、盛越川など 8 河川については、三田川、兵田川、相模川が AA 類型 (BOD1mg/l 以下)、盛越川が A 類型 (BOD2mg/l 以下) に指定されています。一部河川で BOD (75% 値) の基準値を満足していませんが、下水道の普及とともに水質は概ね良好な状態に近づいているといえます。

藤ノ木川については、環境基準の類型指定がされていませんが、市道幹 2120 号線 (つくり道) から下流では水量が少なく、家庭雑排水の流入もあることから水質は良好とは言えません。湖西道路よりも下流では、水量も増えることから、これよりも上流に比べて水質は良好です。

出典・根拠

表 生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以下	50MPN / 100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以下	1,000MPN / 100ml 以下

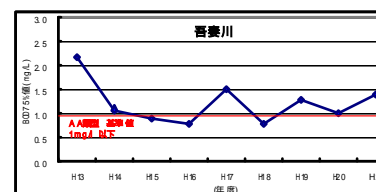
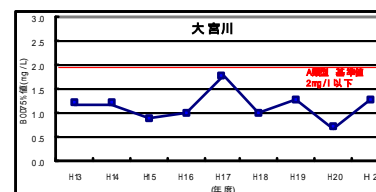
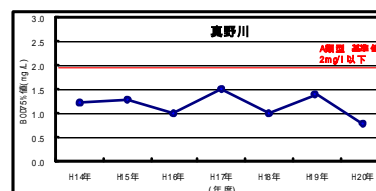


図 圏域内河川水質調査地点図

出典：滋賀の環境 2009(平成 21 年版環境白書)

出典：大津市統計年鑑

河川整備計画（本文）

（3）水辺・河川空間利用

圏域を流れる河川の上流部の比良山、比叡山一帯は、自然公園として琵琶湖国定公園に、鳥獣保護区として比良山鳥獣保護区、比叡山鳥獣保護区および鳥獣保護区特別保護地区、伊香立鳥獣保護区に指定されており、豊かな自然に恵まれています。一方、下流部は市街地を形成し自然が減少しています。圏域を流れる河川は、古くから人との深い関わりを有しており、現在は、貴重なオープンスペースとしての利用や自然とふれあう空間としての役割を担っています。

真野川では、河口付近から真野川大橋下流までの左岸側に植樹された桜並木が約 800m 程度続き、水と緑の河川環境を特徴づける存在であり、人々の憩いの場ともなっています。また、その他釣りや子供たちの水遊びなど、多くの人々に利用されています。

大宮川は、比叡山地から流下した後、日吉大社境内を流れ、この区間は重要文化財にも指定されている石造りの日吉大社日吉三橋に代表される景観を有し、多くの人々が訪れる場所となっています。一方、坂本の市街地に出たからは、河川管理用道路のとぎれる区間があり、水辺に降りる場所なども少ないことから、河川空間の利用は少ない状況となっていますが、河川の周辺では穴太積あのをづみと水路のまちとして、まちづくりが行われています。

藤ノ木川は、川幅が狭く、かつ常時の水量が少ないことなどから、水辺・河川空間の利用はされていません。

常世川・吾妻川では、吾妻川下流の一部分で、親水性に配慮した整備が行われていますが、全体的には、コンクリートや石積み護岸などで水際が画一化されており、水辺・河川空間の利用はされていません。しかし、複数の河川愛護団体が清掃活動などを行うなど、地域住民が河川に対して強い関心を持っています。

出典・根拠



写真
真野川の水辺・河川空間利用状況



写真
藤ノ木川の河道内状況



写真 真野川の桜並木



写真
大宮川の河道内状況



清掃前



写真 常世川を美しくする会の
河川清掃状況（常世川現川）

河川整備計画（本文）	出典・根拠
<p>相模川、盛越川など8河川の流域の上流は、音羽山地区の歴史的風土保存区域であり、自然景観にあふれており、中流の茶臼山公園<small>ちやうすやまこうえん</small>などは、地域の人々の憩いの場となっています。三田川や蛸の生息している盛越川の上流の一部には親水護岸が整備されており、複数の河川愛護団体により川の清掃活動なども行われています。</p> <p>湖辺域<small>こ おか</small>の木の岡ビオトープでは、地域住民、学校関係者、近隣企業関係者、専門家、行政関係者で組織された「おにぐるみの学校」により、自然観察会などの取り組みが行われています。</p>	

河川整備計画（本文）

出典・根拠

1.2.4 琵琶湖・湖辺に関する現状と課題

（琵琶湖に関するこれまでの取り組み）

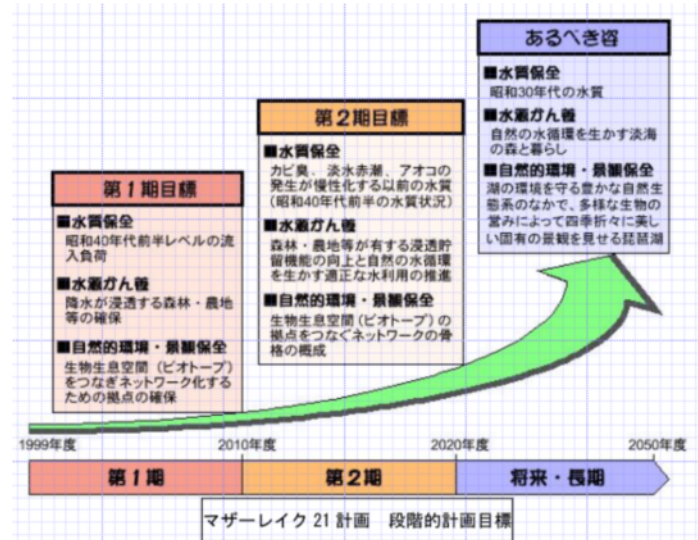
琵琶湖は、面積が 670.25km²あり県の約 1/6 を占めており、その起源は約 400 万年前と、世界的にも非常に長い歴史を持った古い湖です。また琵琶湖は、日本の淡水魚の宝庫とも言われており、魚類だけでなく水鳥や昆虫、水生植物などの様々な生物が生息・生育し、その種類は 1,000 種を超えています。そのうち琵琶湖にしか生息しない固有種 61 種（亜種、変種を含む）が確認されており、1993 年には湿地生態系保護のためのラムサール条約（国際湿地条約）の登録湿地に指定されました。

琵琶湖周辺地域では古来より度々洪水や渇水に悩まされ、さらに市街地化や工業化の進展により、自然環境や生活環境の悪化も深刻化していました。我が国の高度経済成長を背景にした下流京阪神地域の水需要の急激な増大により琵琶湖の重要性が高まる中、「琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉とをあわせて増進し、近畿圏の健全な発展に寄与する」ことを目的として、昭和 47 年に「琵琶湖総合開発計画」が策定されました。

当該計画に基づく総合開発事業では、琵琶湖の水質や恵まれた自然環境を守るための「保全対策」、淀川および琵琶湖周辺の洪水被害を解消するための「治水対策」、水資源の有効利用を図る「利水対策」を 3 つの柱として、水資源開発公団（当時、現：水資源機構）が実施する 40m³/s の水資源開発と湖岸堤、瀬田川浚渫、内水排除施設などの整備を行う「琵琶湖開発事業」と、国・県・市町などが実施する河川、下水道、水道、土地改良、造林、林道、道路、農業集落排水処理施設などの整備などを行う「地域開発事業」を実施し、事業は 25 年の歳月をかけ、平成 9 年 3 月に終了しました。

この事業により、琵琶湖流域のみならず琵琶湖・淀川流域全体において社会資本の充実をもたらすとともに、湖岸堤や内水排除施設の建設などによって琵琶湖の洪水被害は減少しました。さらに、種々の水位低下対策などにより渇水時においても大きな被害が生じなくなるなど、流域の治水・利水環境は大幅に向上し、水質保全においても、下水道整備、し尿処理施設整備などにより流入汚濁負荷量が大きく削減されました。

しかしながら、土地利用や産業活動の変遷、生活様式の変化などにより、琵琶湖を取り巻く状況は依然として厳しく、水質の保全、水源の涵養、自然的環境・景観の保全などが緊急の課題となり、平成 12 年に県民総ぐるみによる琵琶湖保全の指針である琵琶湖総合保全整備計画「マザーレイク 21 計画」³が策定され、水質保全対策を計画的・総合的に推進することを目的として定めた「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」⁴とともに、水質保全や湖辺の保全をはじめ健全な琵琶湖の保全に向けた対策を実施しています。



河川整備計画（本文）

具体的な取り組みとしては、湖辺域では河川からの供給土砂の減少などにより、浜がけ（砂浜の後退）が進行していることから、砂浜の侵食対策を目的とした湖岸保全・再生事業を実施してきました。

さらに、木の岡ビオトープは、開発が進む市街地の中で良好な自然環境が残され、多種多様な生物の生息・生育空間となっていることから、これを良好な状態で保全し、次世代へ引き継ぐことを目的に地域住民や専門家などと協働しながら保全・利用事業を実施しました。

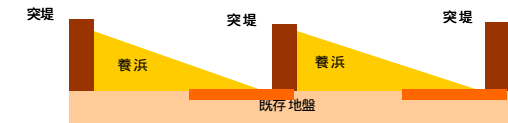
3) マザーレイク 21 計画

マザーレイク 21 計画は、平成 9 年度から 2 ヶ年にわたり、琵琶湖およびその周辺地域を 21 世紀に向けた湖沼保全のモデルとすべく、環境庁、国土庁、農林水産省、林野庁、厚生省および建設省の 6 省庁が共同で実施した「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査」を踏まえた、県民総ぐるみによる琵琶湖総合保全の指針として県が計画を定めたものです。

4) 琵琶湖に係る湖沼水質保全計画

湖沼の水質保全対策を計画的、総合的に推進することを目的として、国において昭和 59 年に湖沼法が制定され、琵琶湖は、昭和 60 年に湖沼水質保全特別措置法の指定湖沼の指定を受けました。滋賀県および京都府は昭和 61 年度以降 5 年を計画期間とする「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画（湖沼水質保全計画）」を策定し、総合的な水質保全施策を実施してきており、現在は第 5 期計画に定める対策を実施中です。

出典・根拠



砂浜の侵食対策事例

■ : 水辺移行帯は自然のままを保全



木の岡ビオトープ（平成 21 年完成）

河川整備計画（本文）

（湖辺の現状と課題）

湖辺域の沈水植物帯、ヨシ群落、河畔林などは、湖国らしい個性豊かな郷土の原風景であると同時に、魚類・鳥類の生息場所、湖岸の侵食防止、水質保全など多様な機能を有しており、豊かな生物相を育み、琵琶湖の環境保全に大きな役割を果たしています。県では、平成4年3月からヨシ群落保全条例(滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例)によりヨシ原の多様な働きを見直し保全することにしました。

琵琶湖の湖辺域では、私たちの暮らしや産業活動から排出される環境負荷や埋め立て、内湖の干拓、湖岸や河川の人工護岸化、圃場整備などによる水路形状や土地区画の変化などによって、砂浜、内湖、沈水植物帯、ヨシ群落、河畔林などが消滅あるいは減少し、良好な生物の生息・生育環境の消失、分断、孤立化により生息する生物の種類の減少や琵琶湖の固有種の減少が見られます。このようなことから、琵琶湖が本来持っている自然豊かな湖辺を取り戻すことで、湖沼生態系を健全な形で維持、復元することが求められています。

圏域の砂浜区間の内、わに浜・北小松浜などでは砂浜の侵食が特に激しく見られます。砂浜は、琵琶湖に流れ込む河川から供給された土砂が湖岸沿いに運ばれて堆積したものです。一般に砂浜が維持されるのは、波の作用によって湖岸線と平行に移動する漂砂と河川から運ばれる砂が均衡している場合であり、河川からの供給量が減少すると砂浜の後退が起こります。砂浜の後退は、松林などの倒壊や湖岸沿いの土砂の流出(土地の後退)を引き起こします。こうしたことから、安定した砂浜やなぎさ線の維持が求められています。

出典・根拠



※この図は国土地理院が管理する米軍撮影の空中写真及び同院発行の数値地図25000（行政界・海岸線）を用いて滋賀県琵琶湖・環境科学研究所センターが作成したものです。

図 湖岸の変遷

（航空写真は S20 頃、黄色の線は H12 の琵琶湖岸）

出典：大津市水環境基本計画 改訂版 P11

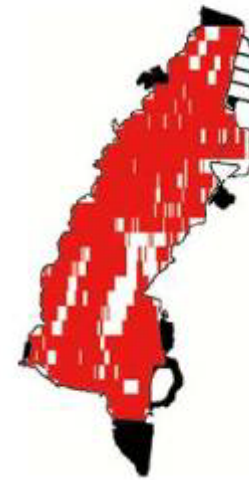
河川整備計画（本文）

一方、近年、琵琶湖（特に南湖）において水草の大量繁茂が恒常化し、琵琶湖本来の生態系が大きく変貌して、人間活動に対しても様々な悪影響が発生しています。水草の大量繁茂による漁業障害、航行障害、生活環境、湖沼環境への悪影響を早急に軽減するために、水草の適正な管理が求められています。

出典・根拠

◆南湖において湖底が水草に覆われている場所

（平成20年（2008年）9月3日）



赤：植被率50%以上の水域

黒：調査範囲外の水域

資料提供：滋賀県立琵琶湖博物館

（魚群探知機による調査結果）



平成18年（2006年）7月撮影

出典：滋賀の環境 2010（平成22年版環境白書）P27